



# えひめ ひめボスNAVI

## 認証企業の情報発信中!

県内で就職や転職を考える方に向け、ひめボス認証事業所の取り組みを発信するサイト「えひめ ひめボスNAVI」。企業の取り組み紹介やえひめで働く先輩インタビューなど、ひめボス認証事業所の魅力を随時発信中!ぜひチェックください。



詳細はこちら

# えひめひめボス ポータルサイト



公式サイトは  
こちら

申請はこちら

ひめボスポータルサイトより  
申請を受け付けています  
(メールや書面での申請も可)

認証奨励金種類	2026年度締切
奨励金スーパープレミアム認証	2027年1月29日
基本認証	2027年3月12日



※申請締め切りは予告なく変更になる場合がございます。最新情報は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

認証フロー

20~300人  
常時雇用する労働者

20人未満または  
301人以上  
常時雇用する労働者

愛媛県内企業



申請・取得  
奨励金  
最大  
20万円



認証取得  
奨励金  
100万円

申請から取得までの目安  
基本・上位認証  
申請から認証まで約1か月  
奨励金  
申請から支払いまで  
約2~3か月

認証の支援 コンサルタント(社会保険労務士)によるサポートを、無料で受けることができます

申請内容や申請方法について

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)  
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

訪問による説明・認証支援について

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F  
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)  
メール:himeboss01@csc-ehime.jp

089-933-2660

お問い合わせ先

平日9:00~17:00

(夏季8/13~16、  
年末年始12/26~1/3休業)

本事業は愛媛県が、一般社団法人愛媛県法人会連合会及び、株式会社エス・ピー・シーとセキ株式会社の共同事業体に委託し運営しています。



HIMEBOSS

# ひめボス

2026年度  
(令和8年度)



言葉も行動も  
活躍できる  
毎日

ひめボス宣言事業所 認証制度

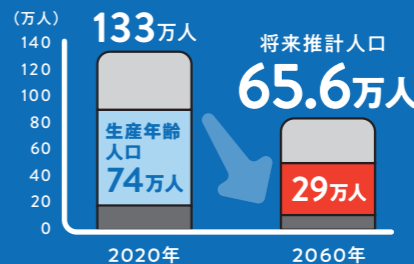
みんなが活躍できる職場へ、  
みんなに選ばれる企業へ。

愛媛県内企業が性別を問わず「選ばれる企業」として魅力的な職場へ変革・成長できるよう、  
女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる  
企業等を認証する制度です。

ひめボス宣言事業所認証制度の目的

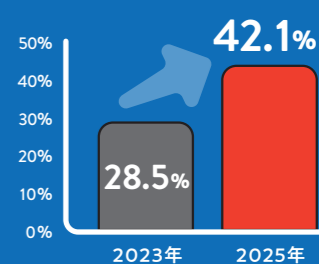
人口減少は、企業経営や事業継続に  
大きな影響を及ぼします。

愛媛県の人口減少は、このまま何も対策を行わなければ、  
2020年からの40年間で約5割減となり、約65.6万人にまで減  
少すると見込まれています。※地域が持続的に成長していく  
ためには、雇用の場を提供する県内企業・事業所が、すべての  
労働者にとって魅力的であるとともに、個人のライフステー  
ジの希望を叶えることが重要であると考えます。



出典: R7愛媛県「仕事と家庭の両立支援に  
関する雇用環境調査」

県内企業の  
男性の育児休業  
取得率は  
42.1%にUP!



出典: R7愛媛県「仕事と家庭の両立支援に  
関する雇用環境調査」



## 認証要件 1~4の要件をすべて満たすこと

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 1 | ● ひめボス事業所宣言書の提出                  |
| 2 | ● 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定        |
| 3 | ● 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定   |
| 4 | ● 育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備 |



## 基本認証

パターン1

女性活躍推進メニュー A~F のいずれか1つ **10万円**

仕事と家庭の両立支援メニュー G~L のいずれか1つ **10万円**

---

パターン2

女性活躍推進メニュー A~F のいずれか1つ **10万円**

仕事と家庭の両立支援メニュー G~L のいずれか1つ **10万円**

働き方改革メニュー M・N のいずれか1つ **10万円** ※2

実績に対する奨励金 ※1

**20万円** 最大

常時雇用する労働者数 **20人以上300人以下**の企業が奨励金支給対象

※1 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。奨励金の交付限度額は過年度に交付した額を含め最大20万円とする。 ※2 働き方改革メニューは単独での奨励金支給不可。A~Lのいずれか1つとセットで達成することが条件。

## 2026年度(令和8年度)奨励金メニュー ※1

### 女性活躍推進メニュー

<b>A</b> 出産・育児・介護で離職した女性の再雇用	<b>B</b> 更衣室等女性専用の施設整備及び女性採用増加	<b>C</b> 女性採用説明会等の開催及び女性採用増加
<b>D</b> リカレント教育制度の規定	<b>E</b> 女性管理職(係長相当職以上)の割合が <b>20%以上</b>	<b>F</b> 女性特有の健康課題等への対応

A~F のいずれか1つ **10万円** 奨励金

### 仕事と家庭の両立支援メニュー

<b>G</b> 男性の育児休業等の取得日数通算 <b>28日</b> 以上	<b>H</b> 男性の育児休業取得率 <b>100%</b> (取得者2人以上)	<b>I</b> 法定を上回る両立支援の勤務・休暇制度整備及び取得実績
<b>J</b> 育児・家事サービスの利用料補助制度または保育環境の整備	<b>K</b> 育児休業中の応援手当制度等または代替人員の確保	<b>L</b> 妊娠・出産に関する制度の整備

G~L のいずれか1つ **10万円** 奨励金

### 働き方改革メニュー ※働き方改革メニューは、単独での申請不可

<b>M</b> 所定外労働の削減	<b>N</b> 柔軟な働き方・休み方の実現(フレックスタイム、テレワーク、副業、兼業、勤務間インターバル制度など)
-------------------	--

M・N のいずれか1つ + A~L のいずれか1つとセット **20万円** 奨励金



## スーパープレミアム認証の要件が改定されました!

性別に関わらないキャリア形成や仕事と家庭の両立の実現に向けた新たな要件を追加!

これまで以上に、誰もが働きやすく働きがいのある魅力的な企業への変革・成長に繋がる認証制度として、すべての人がいきいきと働ける環境づくりを応援します!

認証に対する奨励金 ※3

**100万円**

常時雇用する労働者数 **20人以上300人以下**の企業が奨励金支給対象

※3 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。なお、奨励金は過年度に交付した回数を含め、1回限りの支給。 ※4 国の平均値/女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値

## スーパープレミアム認証 (上位認証)

## 認証要件 1~6の要件を3つ以上+7~12の要件を3つ以上/1及び7の要件は必須 ※ただし、必須要件は対象者がいない場合を除く

女性活躍推進に関する要件	
1 必須	● 直近の事業年度 出産した女性の就業継続率 <b>90%</b> 以上
2 いずれか	● 直近の事業年度 女性正社員の割合が国の平均値以上または <b>4割以上</b> ※4
	● 直近3事業年度 女性正社員の人数が連続で増加
3 いずれか	● 直近の事業年度 女性正社員の平均勤続年数が国の平均値以上 ※4
	● 直近の事業年度 女性の平均勤続年数(雇用管理区分ごと)が男性の <b>7割以上</b>
4	● 直近の事業年度 女性管理職の割合が国の平均値以上 ※4
	● 直近の3事業年度 非正規女性が正社員転換し、転換後 <b>6</b> か月以上の勤務実績
5 いずれか	● 直近の3事業年度 全従業員を正社員として雇用
	● 直近の3事業年度 離職した女性を正社員再雇用し、再雇用後 <b>6</b> か月以上の勤務実績
6 いずれか	● 男性労働者の所定内給与額に対する女性労働者の所定内給与額が <b>80%</b> 以上
	● 男性労働者(25歳~44歳)の所定内給与額に対する女性労働者(25歳~44歳)の所定内給与額が <b>85%</b> 以上
仕事と家庭の両立に関する要件	
7 必須	● 直近の事業年度 男性の育児休業取得率 <b>100%</b> (2週間以上)
8	● 労働者一人当たりの所定外労働時間の月平均が <b>30</b> 時間未満かつ、月平均の所定外労働時間 <b>60</b> 時間(年間720時間)以上の労働者がいない
9	● 有給休暇の取得率 <b>75%</b> 以上かつ有給休暇の取得率が男女共に <b>70%</b> 以上
10	● <b>1</b> 時間単位での年次有給休暇を制度に規定し、利用実績があること
11	● 両立支援に資する法律で定められた休暇を有給休暇として規定し、利用実績があること
12	直近の3事業年度で次の要件をすべて満たすこと
	● 正社員(入社時点で35歳未満)を <b>3</b> 人以上採用し、うち <b>1</b> 人以上が <b>3</b> 年間勤続 ● 上記の正社員の離職率が <b>20%</b> 未満

